

ざるむね前々令せられしに、このころ犯すものあり、東は保科肥後守正容が邸邊、西は牧野備後守成貞が表門邊まで、小人目付して見廻らしめ、煙草用ふるものあらば、其主の姓名をも聞糺さしむべしとなり、

〔常憲院殿御實紀三十一〕元祿八年十月二日、町奉行に命ありて、所屬の與力をして、晝夜ともに途上にて、煙草喫ながら往來する者あらば、見及ぶまゝ、にいましめしむべしとなり、

〔徳川禁令考四十四煙草作業〕元祿十五年十二月

たばこ作之儀、當年迄作り來候半分可作事、

覺

前々よりたば粉本田畑作、間敷旨、度々相觸候得共、連々たばこ大分作出し候、來未年たばこ作候儀、當年迄作り來候半分作之、殘半分之處ニハ、土地相應之穀類可作之候、若相背輩於有之ハ、可爲曲事者也、

午十二月

覺

相觸候書付之通、御料ハ奉行御代官、私領ハ地頭より申付候、當年迄たばこ作候、前々町未恐作來誤候、高書付、其内半分たばこ作候様申付、殘半分ハ穀類作候様申付候、段書記之來年二月迄之内、御勘定所へ可被差出候、且又穀類可作之所々、種不足之所ハ、奉行御代官地頭より種之儀申付之、田畑荒ざる様可被致候、以上、

午十二月

元祿十六未年十二月

申年多葉粉作候儀達